

第3回 直営向け港湾の施設の点検診断及び維持管理計画策定ガイドライン 検討委員会

議事概要

日時：令和2年 1月27日（月） 15：00～17：00

場所：沿岸技術研究センター AB会議室

○点検診断ガイドライン及び維持管理計画策定ガイドラインの【運用書】（案）の素案を第2回委員会の意見を基に修正し、その内容について議論した。

○各委員からは下記の意見があった。

- ・点検診断ガイドライン、維持管理計画策定ガイドラインに対して、この資料の位置づけを追記し、資料は、工夫事例を列挙する形が良い。
- ・点検診断の簡素化、省力化等の工夫事例を挙げるのは良いが、ここは気をつけるべきという留意点も記載しておく必要がある。
- ・点検は泊地航路等の水深確認や岸壁等で生じる吸出しによる地盤の空洞化現象等の不可視部分を如何に点検するかも重要なポイントである。
- ・効率化のポイントが同じで施設が違うだけの事例を多数載せても煩雑になるだけなので代表的なものに絞る。
- ・巡回で確認した結果を一般定期点検診断に反映させることができるようにすることは良いが、巡回中に健全度を確認する視点で巡視していない場合もある。また、対象施設は港湾施設に限らず道路、河川、砂防等も同時に実施しているため、追加で点検するとしても巡回者の負担にならないことが重要である。
- ・巡回で行う公物管理に加えて対応できる点検項目と日常点検・定期点検で確認すべき点検項目を選別し、巡回でデータを蓄積するのか、日常点検・定期点検でデータを蓄積するのか、明確にした事例を示せないか。
- ・点検診断をすべて受注者に任せるのではなく、管理者が自ら実施するものと受注者に委託するものを組み合わせることも効率化ではないか。例えば、エプロン舗装や上部工の劣化損傷、附帯設備の点検は管理者が行い、計測器や船が必要な点検、鋼製部材の点検診断等は受注者に委託する等。
- ・施設管理の委託契約図書を添付して維持管理計画を策定する事例では、維持告示に記載している内容を満たさないものについてはその内容を計画書に追加しなければならない。

（資料開示について）

資料2.1～資料3.2については、大部分が修正となるため国交省ホームページには掲載しないこととした。

以上